Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書
Sub Title	Survey of Top Business Executives' View on Rationalization of Business Finance
Author	小高, 泰雄(Kotaka, Yasuo)
Publisher	[1] [ii],实现E(Notana,Tabuo)
	4000
Publication year	1960
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.3, No.4 (1960. 10) ,p.403- 439
JaLC DOI	
Abstract	Notwithstanding Japanese industry has recently made a remarkable increase in its technical productivity, financial condition of almost all business enterprises is tending to become very unsound. For example, current-ratio, networth-liability ratio and so forth are falling to far lower level than normal ones. Therefore, in this survey author tried to clarify how Japanese outstanding businessmen criticise the following problems which influence fundamental rationalization of financial management of their business: - (1) Depreciation Policy. (2) Policy concerning to Distribution of Profit. (3) Policy concerning to Operation of Budget. (4) What is the Responsibility of Internal Audit? (5) Concept concerning to "Real Cost". Questionnaires were sent to 943 companies, and out of them 303 companies, or 32 per cent replied. All the answers to questions came directly from the top-management of these companies or reflected their attitude.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19601025-04044590

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小 高 泰

思う。 問題を限定し、 経営問題の処理に経営者が如何なる意向を持っているかは、我国企業の発展を方向付ける上に重要なる意義を有するものと いての社会条件に関する経営者の意向を調査したのであるが 経済自由化と技術革新に関連して我国の企業には可成り大規模な構造的変化が生じつつあるが、その間に生ずる重要なる 筆者は慶應義塾大学産業研究所の調査活動の一部として、 これに関する経営者の意向を調査した。 (三田商学研究、第二巻第六号掲載)、 前回 (昭和卅四年十月—同卅五年一月) 今回は企業財務の合理化に は企業の長期発展につ

のである。 れを解決するために頗る広汎な方策を必要とするであろうが、われわれはこれを左の五項目に纒めて経営者の意向を問うた 生産性の上昇に対して、 減価償却制度 企業財務上の体質悪化という現象は我国の企業のもつ最も根本的矛盾を表明するものであり、 配当・内部留保・法人税の問題 予算統制制度 四 内部監査制度

五、真実原価概念

尚、 本調 査を行なうに際して慶應義塾大学教授山桝忠恕氏、 同高木寿一氏、 十条製紙社長金子佐 郎氏の援助を得たので

企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書

ある。

じたからして、 答は三〇三人で回答率は三二%である。この期間において予期しなかった政治問題が相次いで勃発し、 題が経営者の重大関心事となっていることを示すものである。 査対象は資本金壱億円以上の主要株式会社九四三社の最高経営者であり、 調査時期としては最悪の時期であったに拘らず前回の調査の回答率二八%を上回る結果を見たのは、 アンケートを昭和卅五年五月一日送付し、 重大な社会不安を生 この問 回

現在の技術革新、 資金計画や価格政策に最も重要な関係を持つ減価償却方法を再検討すべき段階にあるようである。これに関し、 経済自由化に関連して、 企業経営のあらゆる方向に重大な問題が生じつつあるが、 財務の局面におい

A氏は「我国の企業が健全な体質をもって発展していくためには、

企業の行なう減価償却の方法は、

原則として、

企業の

自由採量に委ねその全額を税務上、経費処理しうるようにするのがよいと思う。

であると思う。 その考慮は国家財政を支える税務的考慮によって一方的に規定せらるべきではなく、 償却対象たる設備の経済性はまさにこの費用と資金の両面に亙って適正な考慮を加えることによって明確となる。 として最も重要なる減価償却も、 く分析し、その根底の上に採算性と責任性に自信のある計画を樹てることを要すのである。 い。 価により導かるべきである。 現 すなわち、 在何れの企業もその当面している自由化や技術革新の問題を合理的に解決するためには、 従来、 各自の企業のもっている特殊の市場関係、 わが国においては減価償却の費用性が余りに強調せられ、 各々の企業のもっている技術構造の特殊性によって決定せられるのが絶対に必要 製造関係、 労働関係、 その資金性が軽視せられていた。 財務関係の現在及び将来を十分よ 各々の企業経営者の経済的評 従ってその資金的措置 他力本願は許されな

ے の自由償却制の採用により過渡期においては若干の動揺が国家財政面に、 あるいは企業間の競争面に現われる

かも知れないが、しかし、企業がこの自由を獲得することによって、設備の経済性を真剣に考慮することとなり、

それ が企業の真の体質改善の前提になると思えば、 大した犠牲とはいえない。

規定の設定、変更は関係官庁と十分よく連絡することを要するであろう。」 尤も各社の経理規定によって自由に決定しうるとしても、 会計学でいう継続性原則を破ってはならないからその

B氏は「僕は君の意見に全然同調出来ない。 消極面を過小評価しているのではなかろうか。 君は減価償却制度を自由化することによって生ずる積極面を過大評価

頗る低劣なものとなろう。・又、 ことも考えられる。 する以上に拡大する可能性が頗る強い。 務上の基盤が不安定となっているものが大多数であることを考えると、 となると、多くの企業が償却を過小にし、 償却制度を自由化すれば、 その結果、 企業の財務上の体質が改善されるといい切るだけの根拠はない。私はむしろ、 君のいうように企業はその償却政策を真剣に考慮することとなろう。 経営比較において資本効率の判定が困難となり、 その結果は資本の喰いつぶしとなるのみでなく、 いわゆる過当競争は一層拍車をかけられるのではないかと思う。 これによって生ずる産業秩序の混乱 資本の社会的流通が不適正となる 経営水準は世界的 しかしそれだか 自由償却制 現在財 に見て は 想像

れつつあることは君の 君は償却の資金性が軽視されているというが、 知っての通りである。 近年この点が次第に反省され、 法規の改正がこれにそって行なわ

ると思う。 僕は敢えていうが、 最近生じつつある工場災害が社会的にもたらす種々なる損害を考えると、これ等を償 企業のレベルを引上げるためには現在の償却規定を一層広汎且つ綿密なものにする必要があ 却要因に取り上げ

(四〇五)

ることも必要である。

私は現在社会的条件となっている法定償却制度を原理的に 転換せしむることは混乱を生ぜしむるのみでなく、 わ

が 国 の企業の体質を一層悪化せしむると思うのである。」

他 の 意 見

 \mathbf{B} \mathbf{A} 其の他の意見 計 説 説 贅 賛 成者… 成 者 一六三 - 0七 100 % 36 % 10 54 %

に多少とも大きな影響を与えていると思われるのでその内容を掲げることとする。 氏の所論とは若干異なる論拠又は条件を特に明記されている回答が約二○%の二一名に上っている。 は、必ずしも特別償却の恩典をうけていない小規模会社のみでなく、大規模会社にも可成り強い。 〇七名の経営者が原理的にこれを否定していることは、 償却が税法上の規定によって強く制約せられていることが一種の社会的慣行の如く受けとられている現在、これに対して 頗る興味深いことである。 現制度の根本的な改革に 対する 要望 A説を賛成しながらもA この条件はA説賛成者

期間 ために業種別 麒麟麦酒の経営者はA説を採択しつつ次のように論ずる「原則として自由償却制に賛成であるが産業秩序の混乱を防ぐ !に配分すること」にその本質があり、 の自由償却制を採用すべきである」とし、 過小償却の問題が生ずる所以は その理由として「減価償却は固定設備に投ぜられた費用をその利用 「帳簿価格が償却不足によって大きいため、これ

所論にも見える。 られ も亦こうした点を重視批判すべきものと思う」 付の例えば五○%増までは課税の対象としない等が望ましい」と主張される。 任せ るものであるとするならば、 である。」と強調される。 行を制肘することが出来る。」 額を超える実施額は営業外支出として計上する。」この両額の差を「損益計算書の脚註」とすることによ ればよいと思う。」 ろ過小に行なって利潤操作の誘惑にかかる企業も多くなることと思われる。 三井船舶の経営者は である。 ち しては、「産業間に多少の動揺が生ずるとしてもその効果と比較して忍ぶべきである」とされるのである。 を更新するには し社会的責任を自覚する経営者は自からの体質の良化を最重要視する。恰も労働基準法が最低の労働管理を法的に要請 ょ しょ 償却不足に 「我国税制の構え方は常に脱税防止又は収税増加を目指している。 カゝ 勿論産業秩序の混乱を出来るかぎり避けるために自由制の適用を産業種別によって緩急すべきでは 知れぬが、 継続性のみでなく、 よる尨大なるサンク・ 多額の損失を計上しなければならないから、 又木下市川 同様の趣旨が横山工業の猪飼社長の意見にも見られる。 又吾嬬製鍋所の望月社長は「この普通償却範 「標準償却額」を説く。 現行税法の償却に「標準償却額」を設けそれ以下の場合はB、Pに脚註することを法定する方式をと 東邦瓦斯の塚田社長は 優良なる経営者は道義的により良き企業経営基準を尊重するものと信ずる。 毛織社長は 又この点につき「配当を無視して償却を行なうかもしれないという大蔵省当局の 税務上若干の規制を要すという説は多くの回答に見られた。この税務上の規制につ コストの発生を防止するためには償却の自由化によるほかないことを指 「経営者の社会的責任の観点よりしても、 即ち、「B氏の意見も尤もであって、償却自由となれ と論ぜられる。 「原則としてA説に賛成であるが、B説のいう弊害も考えられるので制 設備近代化に消極的ならざるを得ない」 同様の趣旨が、 その限りにおいて、 従ってその妥協策というか、 日本新薬の森下社長は 高野建設、 妥当な自主的 経営者は信頼されてい 日本製鋼、 償却が ば A説を積極 故であるとされる。 体質改善の前 大和製鋼 過大にするよりは寧 り 証 調整策とい 企業の自由採量に ある 券業の企業評 「償却不足 摘して の 心配 的 に支持 は 原 Į, の濫 た方 無用 て、 則 る 臣 即

が

る」とせられる。 却 として企業の任意としてその全額を経費処理しうるようにすべきである」と主張され、 一和工業の経営者にも見られるのであるが、 現行法定償却を実質上一つの基準とする考え方は前述の三井船舶の経営者のほか、 渋沢倉庫の経営者はこの点について「この法定償却以上の償却はこれ 日本レ 1 ス岩井社長もこの 日本スピンド を超過

者は、 者はこの点に関し、 る。 認会計士の役割を強調する必要がある」と論ぜられているが、 限定することを主張される。 面 大 目の 支えない」として対象区分を主張される。 して経済的陳腐化による設備の減耗償却を自由化し、 的に賛同されている。 東洋工業の経営者は その上限下限を決定し、 又現 調査の動機の一部をなしていたのであるが、A説賛成者にして、この点に特にふれて 最大償却率の決定」 「営業用資産(主として機械装置) 在のイノベ 「経済的陳腐化は個々の企業により可成り相異するから現在の物理的耐用命数による減価償 ーションに関連してこの際、 理 を条件とせられたのは興和紡績の経営者のみである。 論 その間において企業の自由裁量に委ねるのが、よいと思うが、 又飯野海運の経営者は船舶事業の特殊性より自由償却制を強調される。 的にはA氏の意見に賛成であるが税務考慮も無視し難い。 を (自由償却の) 現行の特別償却制度の対象が大企業に偏しているのではないかという疑念が 主として問題となるのは設備の経済的陳腐化であるが、 企業経営の弾力性を付加すべきである」として自由償却制を陳腐化 主対象とし、 この考え方は後述のB説支持者の中にも見られるところであ 非営業用資産 (社宅その他福利施設等) 従って現在 「特別償却制 これを調整する手段として、 の償却年数を短縮した上 又ゼネラル物産 度等の 山陽パ は法定償却でも差 如きもの 却 ルプの経営 を 基底と の経営 Ó 本 公 項

玉 時機尚早との に **(1)** お い て減価償却がその 次にB説賛成者は 意見が 強 ί, 性 一六三名五四%であるが、 加藤大和紡社長は次のようにA 格に おいて費用性が強調せられる余り、 そのうち四八名は条件付賛成である。 • \mathbf{B} 両説を綜合的に批判さ 方の資金性についてとかく軽視されてきた面は全く れ る。 A説の妥当性を認めなが A氏の指摘する如く、 らも、 従来我

あって直ちには首肯できな 同感である。 l *ስ*ኣ しながらこれ等の事由からして減価償却は各企業の自由裁量に委ねしむべしとするA氏の論旨にも飛躍 が

れるが、 うに種々のものが 技術改革、 却の過不足により国家財政面にも混乱を生ずる惧れがあるのみならず、 た経営者も てその製品価格が兎角減価償却を無視して考えられている一部の現状ではA氏の意見は尚早で ある……」と主張される。 ても実力の隔差に応じて耐用年数が恣意的に伸縮されることの不合理、 としても一 の留保に恒常的な努力を持続し得ざる不安あるを指摘せざるを得ぬ」 急に是正を要するところであるが、 しうるものと信ずる。 自由裁量に委ねた時は、 かして、 現 行の償却設備に対する法定の耐用年数は実情より甚しく遊離し、 層具体的 般 経済性変動の激しい現在に於て現行法定耐用年数の大幅短縮は必要であろう」とせられ、 同じような関心を持ってい これ等の条件付回答の約九〇%は何れも現 企業に あるが、 に川崎化成工業の碓井常務は あっては償却不足による内部蓄積の減少、 吾人がA氏の所論に対して懸念するところは第一 結局において償却期間の短縮化を要望するものである。 企業基盤の未だ弱少な現在に於ては優秀企業にあっては益々内部蓄積、 この点はB氏の説く如く償却規定を広汎且つ綿 たものが多数いることと思う。 「今日巨大資本の投下によって発足しつつある石油、 在の制度に対して不満を有するものであり、 経営の安易化、 と説かれる。 企業間、 第二に経営者が一部株主などの圧力に屈して償却 に自由償却制度を採用する場合、 且つ資本蓄積並びに技術革新の要請からしても至 過当競争は避けられず、 及び期間原価比較でも不都合を生ずる。 三井倉庫の武田社長は 恐らく条件をつけずにB説に賛成せられ 密なものに改訂することにより実効を期 合理 その A 説の不合理を論 化 又好、不況による償 石油化学企業にお 理由は次に示すよ を図る事が 同種企業群に 「減価償却を企業 出 ぜら あ

企業に有利な面が非常に多い その理・ 由 の は、 現行の特別償却制度の改正に のは是正せらるべきである」 かかわらしめるものである。 佐藤工業の佐藤社長は 名村造船所の経営者は、「現 「自由貿易になった場合の 在 の特別 過当競争は が

企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書

特別 囲 K ッ 星調帯等の経営者によって強調されている。 の拡大と簡易化を促進すべきであると思う」 際しては、 償却の め 適 強 Œ 化 化を阻 企業の発展と資本蓄積の必要性、 評 害し、 .価税の復活等は当社の如き建設業に要望が強い」とされ、 体質を悪化せしむる憂あり、 と説 経済的陳腐化 かれる。 B案に賛成なるも、 同様の趣旨が、 (技術革新による) 播磨造船、 現行法に喰 を十分考慮の上算定し、 ライオン油脂の経営者は 東京シャリ い足りぬ点多し、 ング、 尚特別償却 「法定償却 耐 東洋火熱工 用年 数 制 率 の 度 め 短 决 0 定 節

- 産業 るという政策的配慮を必要とする」と説かれる。 れること並びに単に物理的耐用年数のみを考えることなく社会的経済的陳腐化を耐用年数の短縮化 て大きく変わる企業の実体に即応した減価償却制度が必要である。 却方法の原理としては、法定償却制を可とするものであるが、 ŀ 3 (P) タ 自動車 昭和 この 産 経済的陳腐化を償却年限の短縮化に 業 販売' 三菱商事、 同和鉱業、 大阪酸素工業、 東京海上、 静岡鉄道、 内外編物の各経営者より寄せられている。 かかわらしめている説が多々あるのであるが、 稍々同様の趣旨の回答が、 山武 ハ ネウェ ただ実際の運用面においては、急速に進展する技術革 そのためには二~三年で部分的 ル計器、 旭一シ 日本勧業銀行、 ¥ イン I. 業 軽 日 本化薬の原 愛知工業、 アルミニウ の上にある程度反映させ 修正が時宜を得て Á 社 大阪瓦斯、 長は 鐘淵 新によ 紡 行 減 なわ 麻 価 生 償
- るし、 上については、 達の大和 日本精鉱の経営者も主張される。 ある」とせら (1) 後の 次に 田社長は 短縮化 其の ń 更に各自の自由裁量のもとに、 神 他の意見」 を要望しながらも、 償却年限を短縮して企業の内部留保を計るとともに、 戸電機の 経営者は の主張にも見出されるのであるが、 又丸善の経営者は 多少とも償却方法に弾力性を要請しているものは、 「現償却制度を或る程度補足修正して活用、 追加償却を行なうよう改正したい」 「現在の特別償却制度の考え方を一歩進めて、 このB説賛成者においても相当の数に達している。 最高最低の幅を法定して弾力性を持たせるべきで ځ 之を規定として行なうとともに、 同様の趣旨を、 既述 の 「A説賛成者」 償却を最高限度額 大阪窯業セ にも それ以 見られ 日本曹

れる。 高 は反対であるが、 説を主張されるのは興味あるところである。 えば法定償却の五〇%増) V から、 又三菱製紙の経営者は 法定償却制度が問題となる。 耐 用年数 の二本建としその何れかについて企業の任意選択 の短縮化の重要性を認めこれに経済的陳腐化を織り込むべきであるとし た 「再取得価格を基礎とし、 税率引下げも問題であるが、 大日本紡績の経営者は、 自由化に際し競争出来る耐用年数の改訂を必要とす」と再取 超過償却額について… B氏のいう「現償却規定の広汎且つ綿密にする」こと (但し継続性原則は守る) 半額を益金に算入して課税す に委ねたらよいし る後、 「現在は税率が 得価

るのも一案である」と主張される。

者は、 る。 張されている。 持たせて貰いたい」 れを変えて行きたい。 いるが、 ものと思う」として、 卅七年三月卅一日を含む事業年度まで、 自由償 外航は対象が外国であり、 B説を採りながら これに関連して、 却制は税負担の公平の立場より問題があるとする主張は台糖、 特に船舶の特殊事情を反映して、 ۰٤ 例えば船舶において五百噸のものも一万噸のものも同一 又神姫自動車の三枝社長も許可事業であるサーヴィス事業の特殊性を主張される。 層綿密な規定の設定を主張されている。 「『企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法』により償却実施状況の 総会への、報告は 業種別償却年数の設定が、三楽酒造、 技術進歩による影響を一番うけ易い。 公告することを規定されているが、 協立汽船の経営者は 西松建設、 かかる点が他にも多々あるに付、 「現償却制度を一応尊重しつつ弾力性のあるものにこ 石塚ガラス、日東硫曹の経営者によって指 日本ピストンリングの経営者により一 寧ろ償却実施状況は永久的に公告を強制すべき 律の基準で あるが、一 万噸の 償却方法に弾力性 高砂鉄工の経営 船 は外航であ 般 摘されて 公的に主 昭

といえるのである。 次に「其の他の意見」 は三十三人の経営者が記入されているのであるが、 寄せられた回答を広義に解して折衷論である

このうち特別の方法を指示することなく、 企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書 A・Bの折衷の態度を以ってこの問題を解決することを主張して 九 (四一一) いる論者が若

インフ 者にも稍々同調の意見が出られる。 償却規定の改正を要する」と主張する。 経営者も我国企業の自己資本不足の起因はこの償却不足による。 に 干ある。 は、 ······B氏の法定償却制度の上にA氏の意見である自由裁量性を取入れるべきであると思う」 住友倉庫の美野社長は 1 トにマッチして実施するとともに、 「A・B両氏の意見とも尤もであるが、 兼松羊毛工業の森脇社長、 現行の法定耐用年数を短縮し、 しかしAは飛躍し過ぎるので、 日本光学、 産業の中核をなす健実な事業の育成発展を計るため 日東金属鉱山、 且つ陳腐化資産の償却を容易ならしめるよう 資生堂、 資産再評価を改めて現実の と説かれ、 日本加工 又本州 製紙の経営 の

テル 者もこの上限 それ以上の償却は企業の自由である」と説かれる。 東京の足立社長も される。 耐用年数は異り、 って過小償却を防止すると主張する。 にするのが適当と思う、 上っている。 ح 办 の 。 の かる基本的態度に加えて、 ほか、 経営者はこの際企業グ 富士紡績の小原社長は、この法定償却は最低の強制限界とし、それ以上は自由償却制としたいと説かれる。 東京合成の永滝社長、 味の素の道面社長は「償却規定は上限・下限を法定し、或る程度の幅を持たせ、 日立工機の経営者は法定償却率を二○一三○%短縮すべきであるとし、 下限の限界内を自由化せしめる案に賛成するとともに、 又陳膐化等の要因は法規によって規定することが困難だからである」と主張される。 「所定の償却率迄は償却を法が強制することとし、 同 ル 機種の設備又は同 法定償却規定を何等かの標準と思考し自由償却性を加味しようとした意見は可成りの 1 プを考慮することを要すと説かれる。 住友電気工業の北川社長、 小西六の杉浦社長は、 一の機械であってもその使用方法、 これと同見地を横浜ゴム、 北辰電機、 上下限界の設定を妥当とするが、 (但し差当っては一定規模以上の株式会社のみを対象とする) 東武の経営者にも同様の意見が見られる。 その下限に達しないものについては配当制限を行な 藤沢薬品の経営者も表明せられている。 住友化学、 稼動率、 江商の経営者は、「現行税法に 東洋鋼板、 その範囲内において企業の自由 設備機械の材質等によってその 特に継続性原則の遵守 神東塗料、 日本セメ 尚新大阪 月島機械 ン ኑ お ラジオ を強調 多数 の経営 いて K

は、 の固定資産にのみ過大な償却率を適用しているが、 全面的に償却率を当該資産毎に、 新旧毎に実態に則し

却率を一定年度経過毎に法定する」と綿密なる配慮の重要性をとく。

業の体質改善に資するための税の大削減を実行すべきだ」としている。これは税務当局の考慮を促す率直なる提言である。 い。 日本税制以前の問題として、 以 上のような諸方法も結局するところ、 この点について田辺製薬の平林社長は 資本の蓄積を妨げる税の過重負担を解消することが先決である。 課税に対する根本的態度の如何によって重大な制約をうけることはい う 迄 も 「A・B何れも特徴ある考え方であるが所詮は経営技術論の一分野に過ぎない。 不生産的税支出を削除して企 な

題である。 我国の企業の自己資本が他人資本に対して著しく低位にあることは、我国の企業資本の構造上における最も重大なる問 これを是正するため種々の方策が考えられているが、その方策の一つである利益処分に関して、

A氏は 過去の用役に対する費用であるに対し、 とすると、 (別表参照)。 最近数年間に 内部留保のみである。 いうまでもなく利益処分額は、広い意味での企業維持のための費用である。 おける企業利益処分の状況を見ると、 配当と役員賞与は殆んど企業利益の増減と関係なしに増加 内部留保は、 企業利益の増減に比例して処分せられているものは税金を別 将来の経営上の要請に応えるための費用準備額である。 そして配当、 の 傾向 を 賞与、 示している 税金は

は わ 如何にあると思う。 もちろん其の際、 ち利益と殆んど関係なしに支払われる他の処分額のしわ寄せがここに現われてい 私 計画 は自己資本の充実という問題の解決には、 性が見られない。 税務その他の方面の改正も必要であろうが、 統計表でも明らかなように、 とこと 企業経営の態度として根本的に反省すべきものがある。 この点を十分慎重に考慮することが、 我国の社内留保は結局利益処分における残額の処理である。 しかし、 問題解決のための根本的条件は るのであつて、 根本的に必要であると思う。 固定資金計画に際して、 何等の積極性又 企業の態度 すな

企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書

思う。そうしたことが本問題解決の前提となると信ずるのである。」 態度は、 り方からして、 をとることは徹底的に改むべきであると思う。 この留保額が減価償却とともに、 配当額を利益と殆んど関係なしに常に資本の一定率に維持することが、 利用資本の増加に応じて社内留保を健実に増加せしめるような積極的計画を設けることが絶対に必要である。 やがて資本市場、 この事態を根本的に改善する程幅のあるものとは思わない。要するに内部留保を計画化する企業の 金融市場においても、 如何に重要なる意義を財務構造を合理化するために有しているかを正 しく また課税軽減の重要性は認めるが、 企業評価に際し留保額を第一義的に重視する風潮を導いて来ると あたかも経営原則でもあるかの如き態度 私は現在の我国の国家財政のあ

B氏は「社内留保を積極的に計画することの重要性を決して否定するものではないが、 前提となるとは考えない。 それがこの問題を解決する根本的

ならないのは課税の問題であると思う。 種々の問題が存在していると認められている以上、 別表を見てもわかるように納税引当金は利益の五〇%程度に達している。そしてその税源や課税基準について現 あらゆる解決方法を考える先決問題として取り上げなくては

要である。又、 とが、 現在の企業資本構成が頗る脆弱なものになっているから、 利子と他人資本利子の取扱を平等にすべきである。このことは、 在の法人税は収益税か資本税か頗る曖昧である。それが真に法人所得に対する収益税であるとすれば自己資本 急務である。そうすることによって、君の主張するような内部留保の計画性も実質的意味をもつこととなる、 資本化せられる固定資金源泉としての社内留保は税源から除去せらるべきであろう。 徴税の技術上の方法はともかく法人税を断然引下げるこ 配当が利子的性格を有する傾向がある以上特に重 何れにせよい

米国	(milli	(million dollars, %)	%		
		1951	1952	1953	
Net income		27,437(100)	22,913(100)	24,403(100)	
Dividends		5,540(20.1)	5,487(23.9)	5,594(22.9)	

(昭226)

55

5

·54 ·55 ·56 (用子·31)

Cambridge University press, 1959, P. 27

利益金処分状況 (米国)

未処分利益金、

H

世の部

Net savings Taxation

5,162(18.8) 15,558(56.7)

4,284(18.7)

4,286(17.6)

4,004(19.1

5,550(22.9)

5,615(19.6

6,673(23.7

12,200(53.2)

13,064(53.3)

9,702(46.3 5,940(28.4

13,461(47.1

13,614(45.7

12,727 (45.1 7,553(26.8

6,719(23.5

7,357(24.7

20,934(100

38,561(100

29,768(100

28,167(100

1954

1955

1956

1.957

(資料) Quarterly Financial Report for Manufactuaring Corporations, Federal Trade Commission-Securities and Exchange Commission

田鍛

企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書

(Billion dollid)

納税引当金

52 ':53

そうした性格は、 去の資本用役に対する分配の形態をとるが、その経営的性格は、 的慣習であって一朝にして払拭し得るものではない。 君は配当率維持を経営原則としてはならないというが、 我国の資本市場の要請によって徐々に形成せられたものであり、従って配当率維持は一種の社会 それは配当の性格を誤解している議論である。配当は過 将来の資本調達を保証するための費用でもある。

他の意見

すれば、 ずるのは単に企業経営において財務問題が軽視されていたというだけでなしに、戦後経済の過程において、 や運営に金融政策、 のであって、 しく低位にあることが悪いことである』とする考えがあるが、この前提たる考え方の妥当性を明らかにした上で議論の進行 自己資本の相対的不足は、いうまでもなく低度の資本蓄積と、 止むを得ない事態であるかも知れない。 複雑な条件がからみ合っているだけに一朝にして解決することは困難であるといえる。 税制及び配当慣行等々の社会的条件が重大な影響を与えた結果であろう。従って個々の企業の観点より 日本電気の経営者は、 戦後の急速なる生産規模の拡大との矛盾が露呈されている 「問題の前提には『自己資本が 勿論こうした問題が 他人資本に対して著 企業資本の調達 生

倒的多数が れの経験から異る意見を持っていることと考え、 なく、 も実は、 を計らなければ無意味である」と論ぜられる。 かかる状態を必然的に導き来った諸制度との関連を無視しては意味がないと解すべきであると思う。 そこにあるのである。 から かる不均衡を招来せる過程が如何にして生成したかについては、 思うにこの主張の要点は、この不均衡自体の良否を端的に問題にするので その角度からの現状批判を期待したのである。 その結果は前掲のように圧 各々の経営者は、 私の設問 それぞ の趣旨

B説賛成者である。

策をして課税問題に重点がおかれている現状から、 いが原理的にはA説であるとせられるのである。 経営の理念としては、 あるから、 慮すべき点も少なくないが、 資本による高率配当偏重の風潮を是正し、内部留保の充実を図ることが肝要である。尤もこの点に関しては、 何れもが、 寔に興味のあることは三七人一二%というA説賛成者中二人の経営者が特に附帯意見を付しているのであるが、 引当金制度の整備拡充によって広義の自己資本の充実を図かるべきである」と論じ、 銀行家であることである。すなわち、 A氏の意見は根本的態度として当然に要請せらるるものであるが、 配当と内部留保とを税法上差別するのは妥当でなく又法人税の一般的引下げは、 日本勧業銀行の雉本部長は「原則としてA氏に賛成である。 B氏の主張を無視することは出来ない」としてA説のみでは押し切れな 企業資本構造の是正を促進する政 静岡銀行の経営者は 財源上困難で 経営者の過少 企業課税上配 「企業 その

税問題が企業財務を是正する上に最も重大なる影響を与えているという観点から、 主層の出現を助長するのみならず、 B説を採られた経営者は前掲のように八二%の多数を占めているこのうちには、 う三井造船 静岡鉄道の 川井社長は の加藤社長の懸念は多くの経営者に共通するものがあると思う。 この問題の発生が日本経済の発展とからみ合っていることを次のように論ぜられる。 証券市場における人気離散の原因ともなって資本調達上大なる障碍を招くこととなる しかし、 配当率維持の軽視せられる限り「投機株 B説賛成者がこの数に達した とにかく、 当面の問題として、 「現 ことと思 在

は、 かれ、 う。 らくる企業の安定性の不十分等々の根本的病患から発生しているといえるのである。 奥深いところにあるといってよかろう。 企業の通弊といわれる自己資本の過少、 5 も急務である。 部における社内留保の計画化も勿論必要ではあるが、 の を恰かも経営原則とするが如き態度は徹底的に改たむべしとの趣旨は正に企業の本質を衝いた所論といえよう。 の説く如く自己資本の充実についてはまず企業自体の積極的講策に俟つべきこと、 からして、 入問題が議論された際、 形成された配当の性格を無視することはできない。 ら現実の立場から捉える限りにおいては収益の五割に及ぶ現行法人税の重圧と、 格を有しており、 い」又三井倉庫の武田社長は「社内留保を積極的に計画することは確かに重要ではあるが、 改善の要請を少しも軽減するものではない。 同時に どちらかといえば、 経済成長率が著しく高かったという特殊事情が原因の一をなしている。」 大和紡の 課税上の問題は早急に取り上げなければならないと思う」と説かれるのである。 我国企業者の考え方の変更と相まって列国に比して高きに失する配当率の引下げに努めなければならない」 問題解決の具体的方策としては、 加藤社長は「本間については前間におけるが如く截然とした評価態度を持することは困難である。 配当率維持は経営原則である。 現行企業課税中、 目標として綜合税率三五%、 借入資本過多の現象は単なる税制上の所産ではなく、 即ち資本蓄積の不足、 前記償却分の遅れを取り戻すほか、 戦前に比して税負担の過重は衆知の通りである。 先ず、 法人税も未だ高税率であるためこの両者を差し引いた残りの利益による内 此の点、 そのためには法人税率は二五%にすることが適当であるとされたこと 現在長期のままに放置されている耐用年数短縮の実行を取り上げるの 未処分利益の量的極大を計ることが考えられなければな 理論の正鵠よりも現実の問題点把握の意味からB氏 再評価不十分と再評価差益処分の不徹底、 とせられ続いて 法人税の重課を軽くすることが 資本市場に したがって、 又戦後に特に資本構成の悪化 又日本化薬の原社長は「企業内 ね 企業にとっては配当 そのよって来る理由がも 「しかしこのことは現行税制 いて 先年再評価 たとえば配当の一 コ ン ヴ 事務管理や エ 積立 ン 先 シ 金 は l 5 泱 をみ 定率維持 の 利子 即ちA氏 加 ナ かしなが で な 資本組 市 担 IJ あ と説 場 イに つ 的 カン ع ろ カン 性

摘されて は常に内部留保並びに配当率を念頭において考慮すべきであると考える」と主張して他の処分額と役員賞与との関係に触 られる。 を主張するが、 糖の武 額を基準、 部留保は 智社長、 A説は. いると思う。 僅少となり、 参考 このことと、 無視すべきでないが、 西松建設の経営者も稍々同様の意見を表明せられている。 として企業計画を樹てるべきであつてA氏の如き内部留保の計画性は実情からは困難であろう」 恐らく、 亦時期により金額の変動が激しい事もあるがこれはやむを得ないものであろう。 社外配分が常に重視され、 B説賛成者の中にもこうした意向を持たれた経営者は多々あったことと思う。 結局現実の問題処理のためにはB説の重要性が遙かに大であると看過し得ない 社内留保が軽視されることと同義ではない。 又日本新薬の森下社長は、 「一応配当維 殊に役員賞与に到 この残っ た内 と説 持 点が 部留 の カ> 原 っ れ て れ 則

率の 亙る 計画すべきであると思うが、一 当率維持というが、 重 て初めて、 ス るように思う。 如く 視すべきを説かれる。 をとり調整することが実際的であると思う」。 と考える」 健 少 この点について ない 全な財務構造を考慮に入れた計画的 課税軽減に限度があるから、 我国 国際競争力の培養も可能になろう」 とせられ、 の ラジオ東京の足立正社長は「A 企業の 蓄積を無視した実力以上の人気取り的高配当を持続することではなく、 「其の他の意見」を表明された経営者の意向には、 内部留保を阻害する要因である… 又日本石油の経営者も「企業の健全な財務政策上、 オリジ 面に ン電気の武井大助社長は お 資本市場の自由化等による一連の金利水準引下げ政策が望まれる。 いて配当が将来の資本調達の保証費用的性格をもつことも否定出来ない。 な適正率でなければならない。 と主張される。 ・B両説とも概ね妥当であり、 住友電工の北川社長は 「内部留保か、 ・そこで結論として、 田辺製薬の平林社長も稍々同様に、 「基本的にはB氏の意見に賛成で 課税かと割切って考えることは無理で両者のバラン また利益の五○%を占める高度の税率も資 微妙ではあるが、 基本的には内部留保を配当に先んじて積極的に かつ両説とも重要部分において互に矛盾しな 将来の国際競争力培養の それはあくまでも企業の将来に 特徴のある方向が指示され 相補足して等 あ その両者が ためには るが、 i い程度に A ただ配 相俟 計 本 氏 の て

九

る。 に必要なことであるが、 な内部留保による資本蓄積を第一としてそのためには配当率引下げを実施する決断と勇気をもつことこそ企業にとって絶対 建設の高野取締により又、 はなく、 めぐって、 以上のような意見はA・Bの単なる綜合とか折衷とかいうのではなく、一層掘り下げて見れば、 税率の引下、 従来の我国の経営管理に対する批判的意見として貴重なものを持っているように思う。 資本市場育成等の国家的施策と相俟って始めて根本的に解決しうると思う。」 しかし我国の資本市場に培われた根強い慣習はひとり企業努力によってのみ払拭せられうるもので 日立工機、 神東塗料、 高島屋、 旭一シャイン工業、 日本光学工業の経営者によって表明されてい 全く同調の意見が高野 尠なくとも内部留保を

は大別する れているのであって、 本調査は減税の方法についての意向調査ではなかったが、 それは如何にこの問題が緊急の性格を有するものであるかを示すものである。 特に意見を付せられた回答者の八〇%がこの点につい 主張された減税の方法 て触

- 一分の 大阪酸素工業、 程度の引下を要すとしている。 協立汽船、 日東硫曹の経営者は配当非課税論を主張し、 大同染工の経営者はこれに加えて法人税率を
- る。 中村取締彼は る方法を講ずべきである」と説かれる。 方累進税率を適用することによって自己資本の充実を促進せしめるとともに、 新電元工業の深沢社長は、 「資本構成の是正を阻害しているのは、 「配当を二分し普通配当と特別配当とし、 湯浅電池の経営者もこれと全く同意見を表明される。 現行税制と金利水準にあるといえるから、 特別配当のみに課税する」と主張され、 一定率までの配当はこれを損費に認め これが引下げこそ急務であ 鐘紡 の

沢の時配当へ廻す場合は課税することとすべし」と説かれる。 ているが、 四 内部留保を非課税又は低率とすべしとの主張が大阪窯業耐火煉瓦、 東京化成の永滝社長は「配当準備積立金には課税するが、 研究費の積立金には課税せざること、 大日精化工業、 日本精糖の経営者によってなされ 但し、 それを不

法がとられなければならない」 は、 決策である。 進 华備(金) 又 五 配当率を引上げれば流出してしまうからである。 「法定準備金率を 現行のりより引上ぐべきである」と説かれる。 麒 北辰電機の経営者は「配当のうち或る割合(例えば一〇%位)の費用化を認め、且つ内部留保のうちある割合 (例えば法定 は課税対象にしない」と主張され、富士紡績の小原社長も、「支払配当金のうち金利程度の損金算入」 麟麦酒の経営者は配当制限の必要について次のように 配当制限は単純に実施することは不可能であるから、 ೬ 配当制限については東急車輛の経営者もこれを主張している。 それ故法人税切下げとともに、 主張される。 増資を促進せねばならない。それには増資配当免税の方 「法人税の引下げのみでは内部留保は増加しな 配当制限こそ自己資本充実の 又 日軽アルミの経営者 を認められる。 根本 的

機る能を果す重要な経営管理手段であるが、 三、 現在の大規模企業に大体普及している予算制度は、 その運用を真に効果あるものとするためには経営者としてはその何れに重点 企業全体の採算性と、各々の部門管理者の責任性を有機的に結合す

を置くかについ

A氏は 完全癖とも思われる程の熱心さを示すが、それが事業全体の採算にどう関連しているかという問題になると殆んど 無関心となりやすい。これは職務の専門化の結果として止むを得ないことでもある。 として具体的のものとし、 な体制をつくるところに意味がある。したがって、 の採算性を経営方針と関連せしめて先ず明確にし、 「私は採算性と責任性の何れをより重視するかといわれれば、 ところが、 事業規模が多少とも大となると、 各部課の活動計画はこれに依拠してもらうことを主眼とすべきであると思う。 各部各課の担当者はそれぞれの専門職務については或る意味では 最高経営者がたてる予算編成方針は、 これを骨格として各部各課が自己の責任の限度を設定するよう 採算性であるとこたえる。 そこで予算制度は、 ある程度収益 事業の本質は採算性で これは各 費用計 事業全体

(四二一)

企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書

部課の創意責任を抑圧するような意味にとられるかも知れないが、自分としては、 職務と全体的採算性との関連を十分に意識するようになることによって、 初めて管理職務の正常な責任者となると 如何なる管理者もその任された

B氏は「私はむしろ責任性の高揚という点を重視したい。事業が多少とも大規模化すると、我国では特に官僚化的傾向が

信ずるのである。」

強く出るように思う。そして各部課の管理者たる人々の考え方は形式的、 常套的、 保身主義的になり、 潑溂とした

創意性を欠くのである。そこで私としては、予算制度を採用する程の事業は、そういう点を特に反省し、 創意のあ

る責任意識を十分に伸長することが事業発展の根拠となることを理解すべきだと思う。

したがって、予算編成方針の如きは出来うる限り簡略なものとし、 具体的な編成や調整は最高限度に管理者の自

主性ある処理に任せたい。そしてわれわれ経営者が予算に業務上密接に関係する局面は恐らく設備計画、 特にその

中でも主要なものに限らるべきだと思う。

要は、 事業の採算性は、 そうした創意を十分に発現しうる前提において初めて維持せらるべきものであって、そ

の点を強調し滲透せしめる最も有効なる機会となることを考慮しつつ予算制度を運用したい。」

他の意見

其の他の意見三一	B 説賛成者七九	A. 説賛成者
10	24	66
%	%	%

100 %

言

その意味では両者の綜合的或いは折衷的見解が、予算制度運用上の心構えとなりつつあるのではないかとさえ感ぜられる 附きの回答を更に分析して見ると、前掲の数字に現われた以上に、 考も七九人二四%となっており、 思考をもってすることを要する度合が現在のところ可成り強いように思われるのである。 とで計られている訳である。 B何れの説をとるとしても、 この調査結果から見ると、この制度運用上に生ずる問題の解決について経営者が、 我々が予期した以上の数値となっていることは興味のあるところである。 凡そ近代的予算制度のもとにおいては、 B説に対する理解の程度が高まりつつあるのであって、 経営者と部門管理者の意志交流がこの制 しかしB説の主張する分権管理思 しかして、 集中的 度のも

である。

先ずA説をとられている経営者の所見を見るに、

れる。 である」として、予算の具体的編成は管理者に立案せしめるが、 態の変化に応じて、 予算機能を充分に発揮出来るのであるが何れに重点を置くかというと採算性であろう」と述べられる。 「A氏の意見に概ね賛成であるが、これを固執する場合、 各部門に割当てこの目標達成に責任を以って努力させる必要がある。 又三井倉庫の武田社長は「企業は利益の追求を最終目的とする。 味の素の道面社長は「A氏に重点を置くが、予算制度は形式的固定的とならぬよう弾力的運営が必要である」とせら 日本電気の経営者は 管理者がこれを速かに経営者に報告して必要な措置 「予算における責任性の高揚は手段であり、 変転する経済情勢に適応し難いものとなることに留意し、 経営者の採決によって権威付けるべきであると主張される 予算制度はこの目標に立脚して綜合的に計 (予算の変更を含む) 従って採算性と責任性は有機的に結合して初め 採算性は目的である。 を講ずる方針を明らかにすべき 又東海電極の 適を樹 寒川

係を主張せられたる後「強いて程度をいえば、現在の多くの大企業としては責任性を重く考えたい」と述べられる。 でなくてはならず、 徹底して分権管理方式を主張される。 らかにされている。 理が望まし れぞれ意味をもつが、 る。 らしめるためには、 ろう」という主張もあり、 麦酒の経営者はA説を強調するとともに、 日本セメント、 するものとは考えない。 達成せられないから、 二、これに対してB説の主張に運用上のウェイトを置くことを主張する論者の条件を見るに、 各部門並びに全事業の短期予算の積み上げの上に全体の長期予算を策定することを可とするものである」として可成 かくA説を基本としながらも、 「基本的にはB氏の意見である」と主張される。 いが、 「……所謂トップ・マネージメントが採算性と責任性を把握してリードすることが適当と思われる」 独立的となり焦る気味があって弊害を来すことあり、 日本砂鉄鋼業、 とくに各事業部門の責任者が、 この傾向に則して、 最高管理部は、 各部門管理者の責任性を重視する予算編成方法をとるべきであろう。 現在のように製造工業の場合、 両者とも制度の運用としては差はつけられない」と。 等ろ採算制という基準の上に責任性という主観的要素を均衡的に生かすべきものと考える。 大同染工の経営者は、 大阪窯業セメント、 これに捉われないという考え方には三井造船、 更に各事業部門を全体的に統制することが望ましい」と説かれて事業部制との関連を明 又静岡銀行の経営者は「A氏はいわば集権管理、 武田薬品工業の武田社長は、「採算性を無視又は軽視するのではなく」こ B説にいうところの「創意を生かすためには、 事業部門の利益管理に対して責任をもつ独立採算性が事業部門別分権管理 「B説は管理者の創意を生かすことが強くなって有利な点もあるが、 丸金醬油、 生産の品目が多くなり又、 又オリジン電気の武井社長も、 いすゞ自動車、 大企業においては危険である」と極論せられてい 日本新薬の森下社長は 西松建設の経営者の回答があった。 大規模化している今日においては、 高野建設、 B氏は分権管理を主張しており、 採算性と 責任性の 別に提案制度等を研究すべきであ 部門管理者の責任と権限 高島屋、 「予算制度の運用 を 「採算性 日軽アルミニゥ 両者の有機的関 は責任性 ٤ れ 尤も麒麟 を 説 富士 を条件 分権管 効果あ を否定 やや 尊 カゝ そ れ 紡 重

績の せられこれと稍々同様の主張が日本石油、 5 最高経営層はこれを査定し、 小原社長も 「予算編成方針は簡略なものとし具体的な編成は部門管理者に委せるが、 調整する。 塩野義、 部門管理者の創意を生かしつつ、 旭一シャイン工業の経営者の意見に見られ 全体の採算性を高めることが肝要である」と 企業全体としての採算性の観 る。 点

「其の他の意見」を代表するものであるともいえる。 次に A \mathbf{B} 両説の何 れかに 偏せず、 等しいウェ 先ず大和紡の イトを以って運用することによってその効果を発揮する と 加藤社長は「A・B両氏の折衷策を採る事由」として、 う説は

A氏の所説のポ イント

- (1) 企業の最終目的は利益追求にある。 これは採算性に通じる。
- (2)経費責任がトップ・マネージメントにあるとすれば、 トップの方針は予算を通じて部課に滲透される。

部課の責任と創意が活かされるべきものと考える。

採算を基礎とした予算の範囲内で、

ばならぬ。 右の三点にあると考えられるが、 基づく具体的編成は管理者の創意ある自主的措置に委ねたい」として方針設定過程における分権的思考を展開される。 の経営者は、 い綜合的判断の要素を充分織込んだものが要求されるのでA・ (3)予算編成方針も予算委員会において関係者の意見を十分尊重し採算性という企業目的に合致せしめて 設定し、 部課の自主性を高度に容認すれば、 要は現実に即し、 f A尚商社等における予算制度は資金予算と特に密接な関係があり、 B何れかの結論は困難である。……その運用に当っては、 両者の長所を採る姿の上に立って講策を巡らすべきものと信ずる」と。 一方、 B氏の云う責任意識の伸長、 逸脱、 独走を招き、 コントロー 「企業の全体的採算性の上に立って部分活動 B両論と共に更に研究課題として取り上げること 官僚化防止のためのプラクティ ルの 時機的な要請に応じ軽重を置き計画すべ きで 更に海外市況、 面において支障が生じる虞れがある。 国内経済の見通し等の幅 又鐘紡の中村 カルな方式も重視 の責 任 取 性 これ を要す 締役 丸紅

る」と論じてその綜合性を強調される。

田辺製薬の平林社長は

れ り、 段階なれば、 明される。 考え方は鐘紡の中村取締役の所論とは又異ったニュアンスを持つものである。 裏付けという責任のバックボーシで貫かれている筈である。 理者の責任性との間に先後はつけたくない。 となる筈である。 日本 その責任性の結果において採算性が実現される。 定収入に伴う支出が発生することを考慮に入れて実践的に編成されなければならない。 勧業銀行、 単にこの両者の綜合性を重視した回答は他に日本ピストンリング、 業種 その意味に か 第一 らいって セ メ ントの経営者等がある。 おいて両者は一体でなければならない」と。 『企業全体の採算性』 現状ではこの両者とも強調して行く必要がある。 の方に重点を加えてゆく」としてこの問題の動態的 三井信託の林社長は、 勿論予算は企業の全体に関しても部分に関しても、 予算に対する実算は、 実践を通して責任制、 特に 兼松、 稍々同様の議論を大同 「当社の場合は企業全体の採算 その遂行によって採算性を実現したもの 愛知工業、 然る限り、 採算性が一体化するとい 応の体制のととのっ 日東金属鉱 毛 性格にふれながら金 織 この予 収支両面に 山 の 経 性 富 営 七フィ と部門管 者 た後の 実算の Δ. B てら . う 表 ル

は、 K 融事業の特殊性をとかれる。 カゝ ろう タ お 高圧、 所謂業態の いても、 で 「責任性の問題は企業経営構造の如何によって一律に論ずることは は B で カ<u>`</u>。 なお若干の回答者は、 フ を以って、 事 大阪車輪製造、 ある」 業部 経営者の立場から見れば、 特殊性ではなくして、 制 と論ぜられる。 出 なるが 来た精密な予算編成方針を設けて各部門の指導力を強化するような体制をとりながら徐 故に 内外編物の経営者によって行なわれている。 この問題は、 ŀ ップは 稍々 それぞれの職務のもつ責任、 この A 同調 各部門の予算を綜合していればよい 経営組織の特殊性と関係がある点を指摘されている。 の議論が、 Bの何れかにより多くのウェ ライオン 油脂、 権限、 この論法にも一理ありと思うが、 東洋紡績、 出来ない。 義務の関係を指しているので とは言えない イトをかけるかという問題が生ずるの 渋沢倉庫、 機能組織では ので は 新日 ここに な かろうか。 国 Aの意見が妥当し、 I ある。 業 いう、組 如 住友化 何 本部 々に自 小 なる組織形態 西六 織の特殊 学工業、 が で の 事業 経 は 性 な

寧ろこれを中心として編成せしめることに、 である。 織だから中央集権的であるとも割り切れない。 「斯く斯くの組織なるが故に予算運用の考え方はこれでなくてはならない」と単純一様に割り切り得ないと ころ 制に移行して行く段階がありうると私は思う。日本の場合はそうした段階が来つつあるようにも思う。 実際には各々の専門分野の経験数値を無視し得ないのみでなく、寧ろこれを十分に高く評価し、 却って機能組織がうまく運用されて行く場合もあろう。 トップは出来るだけ高度の理論的数値を以って編成方針を示そうと意図 組織を動かすもの 実態的に は

組織の真の問題もあるし、

本調査においてこの問題を取り上げた所以もある。

性 間 あ は の を有機的に綜合する制度なるが故にその二つを取り出しても意味がない」(住友金属工業)、 に 企業全体に ので と私は のである。 と矛盾し ない 題よりは寧ろ「総合意識に基づく各部の能率向上に主体性をおく」ようにすべきだとしている。 重点を置く 五 拠の存することは認めるが、 のである。 最後に提題について一言して置きたいのは、 B氏は……下から見たものであり、 考えたの ないものたらしめるような経営管理手法が予算制度であるとし、 何等かの意味を持っているか さて経営近代化の特質の一は分権化であろう。 大日本紡績の経営者は カゝ は重要なことではない」と批判され、 で 提題の主旨にあるように、 ある。 蓋し予算制度は経営管理手法として最高度に全社的性格をもつものだからである。 ここで問題としているのは、 $\overline{\mathbf{A}}$ は、 Bいずれかを選べという出問形式自体がおかしい。 両者相俟って予算制度は完全なものになる。」麻生産業の経営者は 大企業において細分化された職務の担当者の責任が、 結局するところ予算制度の運用の上に最も強く現われて来るのでは 本問題の提起自体について疑問を寄せられた回答が五社の方からなされ 又「予算制度は採算性と責任性のみでなく、 そしてこの分権化が、 予算制度そのものの一 その前提から出発していることを注意せられた 部分的のものとしてではなく、 般的性格を議論しようとしているの 山陽パルプの場合は採算性 A氏は…… それぞれの論旨には 安全性と創造性 綜合されて、 上 か 私の見るとこ ら見たもの $\overline{\overline{\mathbf{A}}}$ それぞれ なかろう の .的採算 同 独 任 何

め

办

(四二七)

なかろうか。 うがそれ等の条件を認識してこれをその運用上の態度として表明する最高経営層の意志はこの際最も重要視せらるべきでは ろでは予算制度は実体的には不断に発展の過程にある、 が存するのである。 財務における分権化の方向の一面を経営者意識にかかわらしめつつ明らかにしようとしたところに提題の主旨 それ等の発展を齎らす要因は経営内外の種々なる経済的条件であろ

である。その運用上の効果を最高度に実現するために経営者はこの制度の性格を如何に把握するかについて、 内部監査制度は近来大企業における経営合理化の最も重要なる手段の一つとせられ漸次に組織化せられつつあるところ

A氏は「もともと内部監査というのは、 の内部監査に、 今後とも不正の撲滅機能をこそ期待する。 従業員の不正に悩まされた苦い経験から目論まれたものであり、 われわれは、

までは他の管理手段によって自動的に検出されるであろうという錯覚を起しがちである。 最近における内部統制組織や機械化の進展ぶりは実に目覚しいものがあり、ややもすると不正なども、 ある程度

内部監査に対して、それ以上の機能を望んではいない。」 手段の充実の如何に拘らず、 実際には、内部監査が行なわれるからこそ不正も防止されるわけであり、この内部監査には、 あくまでも不正行為の撲滅という機能を担いつづけてもらいたい。 経営者としては 他の管理

B氏は 「従来 般に内部監査に負わされていたそのような機能は、 管理組織の充実や機械化の進展につれて、 次第にその

重要性が薄れつつあるのではないか。

内部監 査の不正撲滅機能を軽視するわけではないが、 経営者としては、従来と同じ感覚の内部監査を望んではい

ない。 その成果の監査にまで及ぶべきであろう。 非能率の真の根元を発見し、また、それらに直接の影響を及ぼしている経営管理組織なり手段なりを改善するため 待したい。 の助言、 つまり、 提案を行なうことは当面要請せられるところであり、 つまり相当広汎な業務監査がその本質的な領域となるのがよいと思う。すなわち、 内部監査がその性格において大きく変化をとげ、 進んでは系列企業の業務監査及び経営計画の実施と もっと積極的な機能を果してくれることをこそ期 各業務活動の能率、

重要性を再認識すべき段階に来ていると思う。 権威のある経営内の監査が行なわれ得ない点にあるのではないか。 我国の企業が生産性を増進せしめながら、 財務構造的には頗る脆弱になっている原因は種々あろうが厳密にして 私は日本の企業の健全なる発展には内部監査の

他 0 意 見

1説賛成者	8 %
1説賛成者二六九	89 %
穴の他の意見七	2 %
答なし	1 %
計三〇三	100 %

其

口

B

今回の調査で一方的結果が最も鮮明に出たのは本問題である。 相当重要視すべきものが認められる。 又B説賛成者の附している条件も可成り多いのであって、絶対的にB説支持とい A説賛成者は少数であるが、その際附している条件を見る

企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書

うのではなく、 種々なる点について経営管理上顧慮すべき問題のあることが指摘されているのである。

もとづくものであったことを指摘しつつ大和紡の加藤社長は次の如く説かれる。 先ず多数を占めているB説賛成者の附している条件について見ると、 業務監査は経営者の監査に対する本来の要求に 「本来、 内部監査は、 ኑ ップ自らの発意に

業務監査

経営状態を把握する必要上設けらるべきであって

能率監査

経営成果監査

にまで進出すべきで、むしろライン業務にはタッチしない方が望ましい。

不正の撲滅は不可欠ではあるが、 これのみではあまりに視野が狭く、 不正の撲滅は牽制組織の設定なり前記監 査の副

効果として充分達成でき得る。

る。 模 模化複雑化に伴って内部監査制度の重要性は愈々大となる。……」と説かれ、 得るか否かに問題があり、 能を軽視するものではないが過大な期待をかけるのは誤りであると思う。在り方としては、 続きを具体的に定めて果して定めた制度が、守られているか否か、守られない場合には制度に無理があるか否かという点ま テムを制度として取り入れて不正発生の余地を少なくすることが先ず望ましい。 以 又日本化薬の原社長は 組織の実情に即しておのずから判断さるべき筋合のものと信ずる」として、 上の意味では概ねB氏の所論を支持すべきであるが、但し右の場合、担当者に果して充分の能力、 また現業部門との間に重複競合のトラブルを招く事態も保し難い。されば、 「公認会計士制度は計数についての監査に過ぎないという限界を有する。 味の素の道面社長は、「内部監査の不正撲滅機 組織面に重要な問題のあることを指摘され 次に監査の方向としては、 インターナル 従って経営組織の大規 経験を有する人材を 実際に は 業務 チェ の運用の手 企業の 規 ク シス

備を知悉し改められる筈である。 武田社長は、 者にかかる意向が現われている。 なることを憂慮し、 出来ないような内部組織をつくり日々の仕事がこの組織にのってスムースに運ばれているか否かを調べ、 で検討し改善すべきものがあれば改善の資料とすべきと思う。これ以上を期待することは経営統制上好ましくない」として 查、 監査業務 指摘されてい に現 現在の内部監 力な組織をもつ必要がある。 る業務管理を第一 としての地位を与えることを要すると説くのである。又川崎化成の碓井常務は斯様にコ って能率的であるか否かを監査するもので、 勧告を主とするものでなくてはならない」と主張される。 系列事業の能率監査に進むべきもの」と述べられる。 ル の監査 フ・ の限界を述べられる。 コ 、 る。 静岡銀行の経営者はB氏のいう様な広汎な業務監査は発展の方向としては当然であろうが、 「理論的にBが正しいが、 の機能として認識しようとするところに学界、 査制度に望むことは無理であり、 ントロ 次監査として各部門管理者の当然の仕事とし、 この見方は塩野義の経営者が監査は「個人責任を明確にしてその成果と費用を対比して通知し、 その結果がB説をとらしめる方に向っていることも否定し難いようである。 Ì ル、セ この組織の中心的存在として内部監査の近代的意義は大きい」として所謂事業部制との関係 ルフ・オーディットして行くよう導くことが大切である」とする会計監査的思考と対立するも 鐘紡の中村取締役も「……不正・誤謬を未然に防ぎ得るような基礎態制を確立するための 実際的にはAの役割の方が重要となる」と説かれるのであるが、 それに関連して監査における重要な問題は、 業務管理の出来る人ならば、 これが内部監査であるとし、「分権管理にあっては、 若しこれを実行するとすれば、 とにかく不正誤謬の摘発が経営のティー 実業界が内部監査を過度に積極化して考えていると批判してい 三井倉庫の武田社長は「内部監査は不正の摘発でなく不正が 第二次管理はまさに、 計画 (経営) 人の問題であるが、 コ 及び管理の主動的地位につけば自からの不 ントローラー制度を完備し、 かかる部門管理者の管理が企業に ント 口 田辺製薬や渋沢倉庫の経営 中央本部の統制管理 ラーに属すべきも ムワ 麒麟麦酒の経営者は これについて武田薬品 1 この広汎な仕事を クに重大な障碍 更に進んで業務監 スタ 個 フ 部門 人個人 を ያን

る。同様な議論が高島屋の経営者によっても指摘されている。

ては 第一義的任 置いてこれをカバーする方法をとるべきであるという。 業務監査は必要となるが、 を要求するものであるとも解される。 やっている。 強調されている場合には、 はないし、 よくない」 査室等が、 ンク 所論は ル 重大なる要因であり、 無理であり適当でない。 シ 以上B説支持者の回答の附言にあるようにB説は組織上に問題を持つことは、 査課業務と考えるのは早計である。 「内部監査に関するB氏のような議論は、 と説かれる。 業務管理にまで本腰を入れなければならないという結論にはならない。 予算課でも原価課でも生産管理課でも、 務が弱くなる。 ンとしての監査活動とを混淆している嫌いがある。 こうした活動は全て強化さるべきであるが、それだからといって、 これは組織と機能が矛盾することのないように、 B説に対する批判でもある。 必ずしもオーガニゼーションの監査課の業務として論ぜられているとは限らない。 それが又業務監査の職務を困難ならしめ、 この任務は他のジェ 内部監査の第一 播磨造船の経営者はかかる矛盾を意識して右のように論ずる。 内部監査は 義的任務は諸規定の遵守と不正予防である。 ネラル I・E課でも関係会社担当課でも当然能率監査を本来の固有機能として オーガニゼーションとしての監査課の職務と、 重要ではあるがそれを監査課がやらなければならないと錯覚するのは この事情を特に明らかにしているのは日本電気の経営者であって、 旭一シャイン工業の経営者はBのいう仕事は、 スタッ フをして行なわしむべきだ」と論ずる。 経営活動の機能としては、 実際不可能に近くなる。 経営者がこの問題を取り上げる場合の慎重な態度 オーガニゼーションの一職制たる監査課監 外国の文献等で監査における業務監査が A説支持者が、 この任務をBのように拡充すると 業務監査、 寧ろ個々製造部門に 経営活動における一のフ 大規模となればなる程 B説支持に踏み切れな 能率監査をしない訳で 内部監査の仕事とし 内部監査 工 一務課を 1 そ

其 の 他の条件付回答中には或いは内部監査一 般の性格を論じたもの等若干あるが回答として稍々本題を外れているので省

略したい。

企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書

質と見るかが企業会計の構造や評価に重大な影響を与える。この二つの立場の対立を最も鋭く表明する「真実原価」すな うる機能を発揮することにその本質が存在するという管理会計の傾向が相当強く現われつつある。その何れを経営者が本 わち企業に対して基本的に重要なる原価とは何ぞやについて、 あると認識されていた。然るに、最近企業会計は、企業経営制度の一つである以上、企業の政策決定や統制上の用具たり 従来企業会計の本質は、 株主、 債権者その他の利害関係者に、正確なる資本運用の成果を報告するいわゆる報告会計で

A氏は「私は真実の原価というのは標準原価であると思う。標準の内容は種々異なるであろうが、経営管理上原価を利 が中心となって、経営の方向が決定せられ、管理者従業員全員の行動が統一され、現実にその効果を発揮していく。 にしても価格政策にしてもこれを多少とも合理的に解決する際に問題となるのは凡て標準原価である。 する局面は何れも標準原価が中心となる。 したがって原価計算制度も標準原価を導くことを主眼として実際発生原価を計算する仕組を設けるべきである。 般会計制度も、 標準原価制度を欠くかぎり、 利益計画にしても、予算編成にしても、設備計画にしても、 経済的にはあまり意味のあるものとはならない。 そしてこれ 操業度政策

を達成しうるのである。そしてそれは他の一切の標準化努力の中心ともなるのである。 又、経営内における原価教育においても、 標準原価意識を植えつけることによって、初めて原価節約という目的

が確立するのであつて、この企業の責任ある資本管理体制のもとに挙げられる成果こそ報告をうける外部の利害関 係者の利益を擁護することとなるのである。 要するに、上、中、下級の各管理者層に標準原価思惟が徹底することによって、 企業の採算を合理的にする根拠

B氏は「僕は真実の原価は、 ものとは思わない。 れと標準原価とを対比して原価責任を云々することはたとえ計算上なしえたとしても自分としては余り意味のある 可能である。すなわち経営内外の諸多の原因が複雑微妙に作用して初めて実際原価が発生しているのであって、こ 讃するが、 標準原価には頗る厳しい限界がある。 経営過程において現実に発生した実際原価又は歴史的原価であると思う。 原価に影響するあらゆる要因を標準的に思考することは到底不 標準原価を君は礼

り、 諸影響をうけて現実に発生した原価を出来得る限り精密に迅速に計算しうる仕組を設けることを主眼とすべきであ 以外のそうした物量標準が整備せられて初めて管理の責任性が備わるのである。 って、 勿論僕はあらゆる方面で標準原価の利用が出来ないというのではない。 そういった程度のものである。そうした意味では、 又経営内の部局により著しく異っている。そしてその比較的高度の方面では利用出来る余地も これが整備せられて初めて正確な経営計画の根拠が得られるのである。 品質標準、 販売標準等々と等しい重要性をもつ。 経営条件のもつ標準性の程度は企業によ 原価計算制度も、 この経営内外の あろう。 標準原価 しか

る基本的前提である。 原価教育も実際に原価が発生する過程を精密に意識せしむることを本旨とすべきであり、それが原価節約に通じ 標準原価を決定し、 これを管理上如何に利用するか等は特殊の専門部課の任務に委せておけ

他 0 意 見

ばよいのである。

B説賛成者… A 説賛成者… 45 % 42 %

味あることである。これは標準原価が稍々無視しているとか、 りつつあるといえると思う。 ともコ 方を採用して他を排除してよいということは出来ない。 ェイトを占めているかが設問の趣旨である。 実際数値と標準数値とは互いに微妙にからみ合いつつ会計数値をなしていることは近代企業会計の姿であ ス ŀ ١ 口 1 ルを全社的経営管理の問題として取り上げることを要請せられている方面が、 調査の結果から見ると標準原価を実際原価以上に重要視していることは寔に興 ただ経営者が日々の経営問題の解決において何れがより大いなるウ 或いは合理化の努力が遅れているということではなく、 非常に広い範囲に亙 つって、 何れか

根拠 た原価といえるのではなかろうか。 れて、 ない種々の点が指摘せられているのである。 こそ真実原価であると云える。 の上に把握せられることを条件としているように思う。この点について湯浅電池の経営者は「Aの意見を妥当と考える 歴史的原価の 日本電気の経営者は「一応A氏に○をつけましたが、 経営において真実原価 の規定は種々意見があると思うが、 正当なる蓄積として妥当性をもっている段階においてそうだと考える。 は標準原価であると主張するA氏の主張に対する賛成者が特に挙げている条件を見ると設問 正常原価を以って標準原価とした場合、A氏に賛成しうる」としておられる。正常原価(nor-とにかく回答者の意図は標準原価が単なる観念的のものではなく、 先ずこれを計算把握する過程において十分厳密な検討を加うべきである点に 一般的にはウェルシュのいうように経済の循環変動を貫いて平均的に得られ この議論は正常原価論の裏付が必要でありましょう。 基礎の薄弱 な 厳密なる実際原価 標準原価で 正常原 るな 触

企業財務の合理化に関する経営者の意向調査報告書

5 の原価 成し、 額が甚だしくなければ、 社長、 小原社長は明言されるのである。 が故に原価標準は不可というべきものではなく、 なものは不可能ではあるが、 の経営者は、 せしむることが必要である」として実際原価との関連を重視される。 どちらかと申せば、 実際原価と比較検討して……標準原価を再検討することを要する」 愛知工業の経営者は、 石川 と物 島の近藤取締役も同様の説を述べられる。 量の標準性を徹底 その根拠には種々なる困難はあるが、「……標準原価と物量標準は併行して整備に努力すべきである。 標準原価を以って株主債権者への報告会計として使用することも差支えないであろう」と富士 Bの方の意見をとりたい」という。そうした根拠をもった標準原価であり「それと実際原価 整備の努力の過程にも意義を認める」とせられ、 して、 ともあれ、 「段階的に標準原価を会計機構に取り入るべきである……」とせられ、 その根拠に重大なる意味のあることはいうまでもないところであり、 接近して行くべき筋合のものと考える」とせられ、 高島屋の経営者は、 同様の意見は川崎化成の碓井常務、 「A案と雖も実際原価発生する 過程を精密に 大同染工の経営者は、 「……標準化が不可能なる 静岡銀行の経営者 「標準原価 日本碍子の 市川毛織の木下 を厳 大同 密に作 理 経営者 ٤ 想 毛織 意識 0 は ح 的 の

う か。 電極の寒川社長は 「……操業度の安定が必ずしも得難い我国にあって個別企業がよく標準値を真の意味における標準とすること が の意見にも見られた。 として一抹の不安を投ぜられ、 計 標準原価 が異なり製造歩留りが異なる場合、 標準原価の設定は経済の安定に密接な関係があることを重視している回答が若干見られた。 とすればやはり実際原価にたよる外ないように思う」と。 は実際原価 「……例えば豊渇水期により電力供給に大差があり、 の積 重ねと安定企業の経営過程から生れるのである」 飯野海運の経営者も「経済不安な限り寧ろB氏説である」とせられ、 多種小量生産の場合、 標準原価制度に十分の効果を期待することは困難である。 同様の意見を第一工業製薬の経営者も述べている。 操業度に極度の変動を生ずる場合、 が 「日本の経済不安定がこれを妨げるであろう」 田辺製薬の平林社長は、 三井造船の 経営者 或い 出来るだろ は 個 又東海 この に設

服される以上のような種々の制約のあることを多くの経営者は意識せられていることと考えるのである。 意味で当社では、 つ てい 、 る。 」 理論的には標準 経 運組 一織は実際原価を採用し、予算 原価 の重要性を十分に認識しながら、 (事業年度) による原価 その現実的利用面において、 との差異分析による原価管理を行なう方法をと 困難な努力を通してのみ克

締役は 性に応じ 的は真 千代田化工建設、 えば、 こそ原価責任に直結するものであって が み、 て、 続を要するので一般的ではない。 ので 挙げるまでもなく、 理手法としてその範 計はまず経営成果の確認 主で、 管理手法としての標準原価は、 報告と管 (実原価 標準原 標準値と実際値とが質量的に同一化する傾向をとらえ、 次に た経済的な方法を工夫すべきである」「生産方式や使用原料の質量が標準化され、 標準原価は 実績の B説の賛成者が附している条件をみることとしよう。 価自体に真実原価を基礎として成立つものであり、 理 0 低減 の 石塚ガラス、 両目 確認報告は、 いわば従の関係にあるものと思料される。」この説に見るように真実原価は実際原価であ にある。 。 経営成果の確認 囲内においてのみ価値が認められる。 的を同時に達成することは理想ではあっても、 (報告) されば標準原価は原価管理上の一つの運営方式であって原価そのものではない。 日本パ 内部的な管理の範囲より広大であり、 かくて、 から出発し、 管理目的の必要に応じ、 (報告) ルプ、 標準 原価はその際の一段階に過ぎないと主張されている。 企業会計においては、 協立汽船、 は、 過去の反省と将来の計画に及ぶ。 企業内部のみにとどまらず投資家、 台糖の経営者によって指摘されている。 証取法に定める経理の公開、 管理分野で併用されれば足りる。 この角度からB氏説をとっている。 同時に標準原価と対比しつつ原価責任を追求する本来 真実原価は、 まず大和紡の加藤社長は次の様に論じて ここに経営の公正性が要求さ 実務面では税法上、 実際原価即ち実績であれば足り得る。 標準原価は、 債権者、 外部監査、 差額調整という技術的 適正 会計制度に標準原価を持ち込 一般社会的にも要求されるも 反省と計画に資するため 換算率に これに対して鐘紡の中村取 同様なる見解が三井倉庫 即ち同氏は あるい れ る より常に標準 理由がある。 V は 株主報告の る。 即ち実際原 「企業の特 てその逓減 に面 「伝統 更 倒 な手 加 0 に 従 的 の 管 会

費に換算する原価計算制度を採用し、 しかも継続生産が行なわれている綿紡績では実際が真実原価として又管理上の原価と B氏に賛同する」と。

して活用出来る。 告会計は税法の強い要請の下に置かれている。 価となるわけであるが経済的な問題として両者の中の一つだけが企業経営上重要と云う考え方にはなり得ない、 業会計の二つの傾向がだんだんに強く分化していくことは当然の事である。これを原価の面で把握すれば実際原価と管理 部分は折衷的なものであり両者の重要性を等しい度合に於いて考慮しようとしているものである。味の素の道面社長は 主張しているのであるが、 は税務上の原価によって判断することの誤りをさけねばならぬことは当然であってここに云う標準原価の意味が明確では 税法上の 元来標準原価そのものもたえず次々に実際原価で修正されていくものであるから、 ものであると指摘している。 せるが止むを得ないであろう」と論じている。 V ゴ が 以上において明らかなる如く、A·B説それぞれの賛成者は互いに他を排除することなく、これと密接な関係を持つことを 4 一定の条件の下での正常原価と云う程度ならば経営管理上標準原価は重要である」と論じ、 日本加工製紙、 制約もあるので報告会計と併行して取り上げる必要がある。 かかる特殊事情により、 日本勧業銀行、 とにかく結論に於いてはいずれかを特に重視しているわけである。これに対して「他の意見」の大 稍々同様の説が東邦瓦斯、 東北電気製鉄の経営者によって説かれているのである。 税務上の原価を経営的立場から軽視できないゆえんである。 オリジン電気の武井社長も二つの原価は各々別個の使命を持ち、 大日本紡績、 これはある程度会計組織の複雑化厖大化を余儀なくさ 日本ピスト ン これらの実行面のことを考慮すると共に リング、 日本車輛工業、 日本化薬の原社長は 一方経営管理上 熊沢製油 相補足する わゆる報 企 な 原

一、減価償却制度については、 償却期間の短縮化と、 全面的に又は部分的に自由償却の余地を拡げることを要望する声が強

三、法人税法については強烈な批判がなされ、その改正を財務合理化の前提とするのが多数意見である。

呵 財務管理について見るに、 予算制度については、集中管理方式を主張するのが多数意見であるが、分権制の必要を認め

る意見も可成り強い。

五、内部監査や原価概念について、 伝統的観念の原理的転換が相当明瞭に現われている。